

五味均平旧蔵「日本帝国皇室典範」について

島 善 高

一 はじめに

嘗て私は、早稲田大学総合図書館で「帝室典則」なる冊子を見出し、これを紹介したことがあった。⁽¹⁾これは明治十八年から十九年にかけて宮内省で立案された皇室法の草案であるが、国立国会図書館憲政資料室や國學院大学図書館梧陰文庫などに所蔵されている同種の草案に見られない識語が記載されており、これまで不明であった十八年から十九年にかけての皇室法起草作業の一端を伺い知ることができる貴重な文献である。恐らく原本は宮内庁に厳重に保管せられているものと思われるが、一般の閲覧には供せられていない。そもそも何故かような貴重書が早稲田大学に所蔵されているのかというと、それは嘗て宮内事務官であった五味均平なる人物が、在職中にこれを謄写せしめ、それを同氏没後の昭和四年に早稲田大学が購入したからである。よくぞ貴重な史料を謄写しこれを後世に残されたものだと五味氏に感謝するとともに、まだこれ以外にも何か謄写されたに相違ないと予想し、五味均平旧蔵書を纏めて閲覧

したいと願った。

しかし、この五味均平旧蔵書は所謂別置図書であつて学外に所蔵されており、閲覧までに時間が掛かりすぎるのでそのままにしておいた。ところが幸いなことに、平成三年四月、早稲田大学の新中央図書館が開館し、これまで別置されていた和書類も一括して架蔵されることになった。そこで私は、一刻も早く五味均平旧蔵書を一覧できるのを待望し、開館後早速書庫にはいつて、これを調査した。そして予想通りいくつかの収獲があつたが、中でも「日本帝國皇室典範」と題する冊子をしたときは聊か興奮した。その内容を一読するや、これまで全く紹介されたことのない草案であり、しかも以下に詳述するように、これはロエスレル(Hermann Roesler)の草案に違いないと思われただからである。ロエスレルが明治憲法制定に当たつて大いに寄与し、その草案も書いていることは周知の事実であり、また皇室典範制定に際してもいくつかの答議を残していることも知られていた。⁽²⁾しかし、まさか皇室典範の草案そのものを起草していたとは予想もしなかつただけに一驚を喫したのである。そこで本稿ではこれを翻刻して学界に史料提供すると共に、若干の私見を連ねてみることにした。未だ十分な検討を加えていないので、或いは思わぬ誤りもあるであろうが、識者の叱正を仰ぎたい。

因に、五味均平氏の経歴は『大正過去帳』によれば、以下のごとくである。明治十年十月長野県人五味国太郎の長男として生まれ、三十九年東京帝国大学法科を卒業。帝室会計審査官補から宗秩寮、図書寮、諸陵寮、帝室林野各事務、宮内省参事官、法制局参事官を歴任、明治初年の帝室日誌編集且つ服忌関係書類につき特に精進したという。大正十三年四月十四日、逝去。従四位勲五等。

二 本草案の体裁及び起草者

「日本帝国皇室典範」と題するこの冊子には、まず全九章六十三箇条からなる「日本帝国皇室典範」草案の条文があり、その後右草案の第六章「皇室ニ関スル裁判権及皇族會議」の部分が再度掲げられている。そしてこれら皇室典範草案に続いて、井上毅の「皇室典範並皇族令疑題十七件」と、同じく井上の「謹具意見」の結論部分が謄写されている。前者は所謂「皇室典憲ニ付疑題乞裁定件々」であつて、明治二十年初頭に井上が自分で決着をつけかねる重要問題の裁決を伊藤博文に仰いだものである。後者は宮内省で立案された皇室典範草案に対する井上の意見書であつて、両者とも明治皇室典範起草に当たつての重要文書である。この冊子には以上の四点が含まれているが、これらのうち「皇室典範並皇族令疑題十七件」と「謹具意見」については既に詳しく紹介されているのでここでは省略に從^③う。

さて「日本帝国皇室典範」には表題の次に（千八百八十八年）と作成年代が記され、続いて八十字余りの前文があり、そして以下のような章立がされている。

第一章「皇族」（一〜三条）

第二章「皇族ニ対スル天皇ノ監督」（四〜八条）

第三章「皇族ノ婚姻」（九〜十三条）

第四章「皇族ノ降誕結婚及薨去ノ証明」（十四〜十八条）

第五章「継嗣」(十九〜二十七条)

第六章「皇室ニ関スル裁判権及皇族會議」(二十八〜三十九条)

第七章「帝國ノ摂政及君主ノ後見」(四十〜五十四条)

第八章「親王及内親王ノ後見教育及家計」(五十五〜六十条)

第九章「皇室典範(通則ノ部)ノ施行及布告」(六十一〜六十三条)

第九章に「通則ノ部」とあるので、この草案に続いて「各則ノ部」を起草することが前提にされている。既に明治二十年三月二十日の時点で、皇室法を「天地ト与ニ無窮ニ伝テ動スヘカラザルモノ」即ち皇室典範と、「時ニ随ヒ多少ノ変更ヲ免レサルモノ」即ち皇族令とに分割することが決定されており、⁽⁴⁾本草案起草者もそのことを承知していたのであろう。

この草案でまず注目されるのは「千八百八十八年」という年代が記されていることと、前文に「枢密院」の語が見えることである。これらによって、本草案が起草提出されたのは明治二十一年であり、しかも枢密院なる制度を設置することが決まった後であることが知られる。但し、本草案の後に再度掲げられている第六章「皇室ニ関スル裁判権及皇族會議」の部分の第三十一条や第三十三条に枢密院の語が規定されていないところから、もともと本草案は枢密院設置が決まる以前から起草されていたのであろう。

次に本草案全体について、たとえば「男統(メンリッヘルリニー)」のごとく、多くの名辞の後にドイツ語読みが付されていることから、本草案がもとドイツ語で起草されたこと、従って起草者がドイツ人であることも容易に推測される。当時ドイツ人で日本の法典編纂に関与していた人物といえば、ロエスレルとモッセの二人であるから、両

者いずれかということになる。而して明治二十年五月二十三日に井上毅が伊藤博文に宛てた書簡に

小生事此際重々恐入候へとも、昨冬来胃病ハツキリいたし兼、時々痙攣痛を起し候次第ニ而、不得已湯治奉願、暫時療養仕候而、更ニ健全を得而猶勉強仕度心得ニ有之候、王室法も何レロスレル氏意見書出来候上ニ而、更ニ御修正モ可有之事ニ而、暫し空隙を得候歟ニ奉存候、万一其内急ニ会議を被開候事も有之候ハ、小生モ末席ニ被加之榮を賜度、其節ハ伊東へ托し置候間、電命を得候而早々帰京可仕候、旅行中も怠らず、王室法之説明ニ従事いたし候筈ニ柳原伯へ約束いたし置候、

とあつて、ロスレルが「王室法」に関する意見書をいずれ提出するようになっていたことが記されているので、まづは本草案の起草者はロスレルではないかと推測される。

しかし、本草案起草者をロスレルと推測する理由はこれだけではない。ロスレルがこの前後に行つた数々の答議や建言と本草案の内容とを比較検討してみると、両者の間に類似性が存するのである。そのうちいくつか挙げて検討しよう。まず第一に本草案第五章「継嗣」第二十五条に「女子ハ親カラ政治ニ任スルコトヲ得ス」とあつて女帝が否定され、第二十四条に「女統ハ総テ之ヲ継承スルコトヲ得ス」とあるように女統もまた否定されている。但し男統が全く絶え且つ養子も為さなかつた場合には「先帝ノ女子ニ移ル」ことが第二十五条で規定され、第二十六条で「最モ年長ノ内親王ノ長男」に帝位が継承されるとし、更に「此ノ如キ新皇室ノ子孫モ亦直ニ長子相統男統相統継嗣ノ原則ニ基キ男統ノ優権ヲ設クヘシ」と規定されている。かかる皇位継承の方法については、明治二十年一月二十七日のロスレルの答議の中に既に見えている。⁽⁶⁾

王女ヲシテ王位ヲ継承セシメザルノ問ニ関リテ意見ヲ陳ベン。抑々王女ハ政務ヲ執ルノ能力ヲ有セザルモノニ非

ラズ。露國、澳國、西國、英國ノ如キ君主國ニ於テ、女主ノ政務ニシテ好結果ヲ得シコト往々之アリ。支那ニ於テモ當時皇太后ハ未丁年ノ皇帝ニ代テ政務ヲ執レリ。故ニ女主ノ政務ヲ以テ不能ナリト斷言スルヲ得ズ。今日本國民ノ思想ニ於テ婦人ニ政務ヲ執ラシムルヲ是認スルヤ否ヤハ、予ノ斷言シ能ハザル所ナルカ故ニ、從來ノ旧制ヲ制スルヲ以テ尤モ便宜ナリトナスヘキ歟。予ノ一箇ノ意見ニ抛レハ、男系ハ常ニ女系ニ先ツヘシト雖、男系全ク絶ユル時ハ女系モ亦王位ヲ繼承スルヲ得ヘク、而シテ女系ノ子孫ニ於テハ再タヒ男統ヲ先ンスヘキナリ。此法ニ依レハ王家系統ヲ絶ツノ患ヲ免レ、從テ王位永遠ニ安全ナルノ効果ヲ得ヘシ。

ここで「男系ハ常ニ女系ニ先ツヘシト雖、男系全ク絶ユル時ハ女系モ亦王位ヲ繼承スルヲ得ヘク、而シテ女系ノ子孫ニ於テハ再タヒ男統ヲ先ンスヘキナリ」と述べていることと本草案第二十六条の規定とが一致すること、瞭然である。ただ右答議では女系否定までは述べていないが、これは答議提出後に井上や伊藤が女系否定の方針であることを知って、本草案で第二十五条のごとく説を改めたからと思われる。

第二に、本草案第四十条に撰政を設ける場合について規定し、特に「日本帝國ノ版図外ニ行キテ不在ナル時」に言及しているのも、本草案がロエスレル案なることを推定せしめる。もともと柳原前光起草の「皇室典範再稿」には「天皇本邦ニ在サル時」撰政を置くことが規定されていたが、井上はこれを削除した。それは律令の「監國」の制によらしめようと考えていたからである。しかし井上のこの考えは皇室典範の条文にはなく「説明文」に記されてあったので、何故「天皇本邦ニ在サル時」についての規定がないのかロエスレルは理解できなかったたのである。彼は明治二十二年一月十八日の枢密院再審會議直後に「皇室典範第二十一条修正意見」を提出、第二十一条に「天皇末タ成年ニ達セサルカ又ハ精神若ハ身体ノ不治ノ重患ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサル間ハ撰政一員ヲ置ク」としか書

かれていないことを不満とし、「疾病ノ外ニ於テモ他ノ事由ノ生ズルコトアラン。例ヘバ久シク本国ニ在ラザルトキ」云々と述べている。⁽⁸⁾

第三に、本草案では皇位継承の順位変換については何も規定していないこと、これもロエスレル案なることの一証左である。井上が明治二十年一月二十一日にロエスレルに対して、「重患ノ不能力者ハ国法上ノ相統権利ヨリ除外セラルヘキコト疑ヲ容レザルニ似タリ」と言っているように、わが国では皇位継承有資格者が重患である場合に皇位継承の順位を変換することは当然と考え、この後の各種の草案でもこれが維持された。このような考えに対して、ロエスレルは「精神上又ハ身体上不治ノ不能力ノ場合ニ於テハ、王位継承ノ権ヲ失ハシメ、或ハ王位ヲ退カシムルヲ、事理ニ適スルモノトス」としながらも、「但シ多クハ摂政ヲ設クルノ寛和ナル処分ヲ取レリ」と、摂政を設置して事態を凌ぐことを勧めた。⁽⁹⁾ その理由としてロエスレルは、疾病が不治であることを始めから診断するのは難しいこと、更に「政略上」の観点から「不能力ノ王子ニシテ全ク王位継承ノ権ヲ失ナハシムルニ於テハ、事ヲ好ムノ皇族或ハ反対党ヨリ輒モスレハ王位争議ヲ起スノ憂アルヲ免レ」ないことを挙げている。ただロエスレルは、永久不能力と判明した場合に摂政をして王位を継承せしめるようにすればいいと述べて、讓位制を前提にしているが、それはこの時点で柳原や井上も讓位制を前提としていたからである。天皇の讓位が否定されたのは、この後の三月二十日、伊藤博文の裁定によってであつて、これ以降はロエスレルも「一タビ帝祚ヲ踐ミ玉ヒタル君ハ何等ノコトアルモ之ヲ動スヲ得」ざることを当然としている。⁽¹¹⁾ 従つて、たとえ皇位につき政治を行うのが難しいと予想される場合でもこれに皇位を継承せしめ、摂政が代わつて政務を行うようにすればよい。皇位継承の順序を変換することは必要でないというのがロエスレルの本心であつたと思われるのである。

以上の考証によって、本草案の起草者はロエスレルであると断じてほぼ間違いないまい。

三 本草案の性格と意義

明治十九年末から柳原と井上と共同して始められた皇室典範起草作業は修正に次ぐ修正を経て、明治二十年三月二十日、伊藤や伊東巳代治を含めた高輪会議にかけられた。それに基づいて柳原がさらに草案を作成、これを井上が修正して、五月初め頃に全十二章七十七箇条からなる草案が出来上がった。そして井上はこれを伊藤に提出するとともに、寺島宗則にも送付して意見を求めている。この「七十七箇条」草案完成によって皇室典範起草作業は一段落した。この後翌二十一年二月頃までは憲法や議院法それに会計法などの起草作業が進められ、皇室典範草案の修正が再開されるのは二十一年三月になってからであった。井上は伊藤や寺島の意見を加味して修正案を作り、これをもとに三月二十五日、伊藤と井上は夏島で皇室典範草案の検討を行った⁽¹²⁾。恐らくこの時点までには既に本草案は完成し、そして伊藤の手に渡っていたものと思われる。その理由を以下に列記しよう。

第一。「七十七箇条」草案第四十条「皇族ノ誕生生命名薨去結婚離縁ハ宮内大臣勅ヲ奉シ官報ヲ以テ之ヲ公布ス」に対して、三月頃に「皇族ノ誕生生命名薨去結婚離縁ハ宮内大臣勅ヲ奉シ図書寮ノ記録ニ登載シ同時ニ内閣ニ通知ス」と改めるよう(多分伊藤から)意見が出されているが、これは本草案第四章「皇族ノ降誕結婚及薨去ノ証明」第十四条の「天皇及皇室ニ関スル証明ハ宮内大臣侍従長(ラーベルストケンムレル)ノ補助又ハ親王及内親王ニ関スル証明ハ主任別当(ホーフシェーフ)ノ補助ヲ得テ証明ニ通ヲ製シ一通ハ皇室ノ記録局ニ一通ハ政府ノ記録局ニ

蔵メ置クヘシ」に依拠していると思われる。

第二。夏島会議では寺島の意見でいったん削除された「七十七箇条」草案の第五十条「皇族外国ニ旅行セントスルトキハ勅許ヲ請フヘシ」が復活しているが、これ恐らく本草案の第七条に「日本国ノ親王及内親王ハ天皇ノ許可ヲ得ルニアラサレバ決シテ外国ニ滞留スルコトヲ得ス」とあるのに従ったからと推測される。

第三。「七十七箇条」草案第五十九条「皇族ト人民トノ間ニ起ル民事ノ訴訟ハ普通ノ法衙ニ於テ裁判ス、但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ当ラシム」の「普通ノ法衙」が三月頃に「控訴裁判所」と改められたが、これは多分本草案二十八条「皇族ニ対スル物件（レアル）及混淆事物ノ訴訟ハ主務（コムベテント即チ処理スルノ職権アル）帝国控訴裁判所ニ呈出スヘシ」に依拠したものであろう。

因に枢密院設置は四月三十日であるから、それ以前にロエスレルが枢密院に言及するのはおかしいという疑問が出るかも知れない。けれども、明治二十一年一・二月に枢密院設置の方針が決まった後、三月にロエスレルが枢密院官制の草案を起草しているから、彼が枢密院官制公布以前に枢密院に言及してもなんら不思議ではない。

ところで、本草案の成立時期が以上のようなものであったとすると、ここで思い至るのは憲法起草作業に於けるロエスレル草案の位置づけである。周知のように、憲法起草作業も皇室典範と同じく明治十九年末から開始され、最初の草稿起草者として井上がこれに従事、二十年四・五月までに井上は憲法甲案・乙案を作成した。そしてこれを五月二十三日に伊藤に提出し、伊藤は伊東巳代治・金子堅太郎とともに、六月から八月にかけて夏島でこれを集中審議した。このとき伊藤はロエスレルに委嘱して起草してもらった「日本帝国憲法草案」も持参し、両者を材料に夏島草案を作成したのであった。この夏島会議はいわば井上案を祖上に載せて批判した形のものであって、出来上がった夏島

草案にはロエスレル案の影響も濃厚に出ており、明治憲法正文全条項の約五分の一がロエスレル草案に起源を持っている⁽¹⁷⁾。このように、伊藤は最初井上に憲法草案の起草を委嘱したにも拘らず、井上案に全面的信頼を置くと言わわけではなく、別途ロエスレルにも起草を委嘱し、両者を比較検討しながらさらに新しく草案を作成する方針をとった。この半年後に、今度は皇室典範について、同じく夏島で井上案とロエスレル案とを比較検討したのである。従って伊藤は、ロエスレルの皇室典範草案には、憲法草案の場合と同様の位置づけを与えていたものと考えてよからう。

伊藤は恐らく、憲法草案の場合と同じくロエスレル案によって井上案の不備を補うことを予想していたかもしれない。しかし、憲法草案の場合と違って、皇室典範草案の場合、既に柳原と井上の間で度重なる意見調整が行われ、また伊藤の裁定も仰ぎ、更には寺島の意見も参酌するなど十分な検討が加えられていた⁽¹⁸⁾。既に有栖川宮家・伏見宮家・閑院宮家・桂宮家の四親王家を世襲皇族とすることは廃止すると決定していたにもかかわらず、本草案は第二十四条に四親王家を規定するなど、そのような検討の過程を熟知していない。しかも、皇室に関することは、憲法の場合とは違って、日本固有の伝統が多く加味されざるを得ないから、外国人たるロエスレルの草案では物足りないところもある。たとえば踐祚即位に伴う神器の授受、太嘗祭、改元などについて本草案では何も触れていない。このような点から本草案は、若干の寄与はしたものの、憲法草案ほどの機能を果たさず、そのために今日までその存在すら知られずに埋没していたのであろう⁽¹⁹⁾。

注

(1) 栢陰文庫研究会編『栢陰文庫影印——明治皇室典範制定前史——』(昭和五十七年、國學院大学) 四八三頁以下。

- (2) たとえば稲田正次『明治憲法成立史』下巻(昭和三十七年、有斐閣)一〇四頁以下。
- (3) 前掲『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史——』四九九頁以下、拙稿「明治皇室典範制定史の基礎的考察」(『國學院大學紀要』第二十二卷、昭和五十九年)、梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定本史——』(昭和六十一年)四六一頁以下など。
- (4) 「皇室典範皇族令談話要録」(『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定本史——』四八八頁以下)。
- (5) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇第四』(昭和四十六年、國學院大學図書館)一〇四頁以下。
- (6) 國學院大學日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第六(昭和五十八年、國學院大學)三九頁。
- (7) 国立国会図書館憲政資料室憲政史編纂会収集文書「皇室典範及同説明案」(憲政三〇)の第二十條参照。
- (8) 秘書類纂『皇室制度資料』上巻(昭和四十五年、原書房)二五四頁。
- (9) 前掲『近代日本法制史料集』第六、四〇頁以下。
- (10) 前掲『皇室典範皇族令草案談話要録』。
- (11) 明治二十年四月四日「皇位繼承順序変換ニ関スルロエスレル答議」(憲政五〇)。
- (12) 前掲拙稿参照。
- (13) 「皇室典範草案」(憲政二一)。
- (14) 三月二十六日附井上の伊東宛書簡(前掲『井上毅伝 史料篇第四』二八一頁)。
- (15) 「皇室典範草案」(憲政二〇)。
- (16) 稲田『明治憲法成立史』下巻五三四頁以下。
- (17) 小嶋和司「ロエスレル『日本帝國憲法草案』について」(『明治典憲体制の成立』木鐸社、一九八八年)三頁以下、大石真「レーズラー『日本帝國憲法草案』」(『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定本史——』五三二頁以下)。
- (18) 前掲『皇室典範皇族令草案談話要録』。
- (19) 本草案の存在がこれまで知られなかった今一つの理由として、こと皇室に関する法律を外国人が起草したということが公になることは国体上好ましいことではないと考えられて、本草案原本がひた隠しにされたということも想定される。

〔翻刻〕

日本帝國皇室典範

(千八百八十八年)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國天皇朕御名朕カ皇室祖先傳來ノ舊慣及變遷セル政治上ノ形勢ヲ熟察シ朕カ樞密院ノ意見ヲ聽キ左ノ皇室典範ヲ設ク
朕是レヲ以テ之ヲ制定シ且命令ス

第一章

皇族

第一條 日本皇室ハ左ノ皇族ヲ以テ成ル

(イ) 皇族ノ首長タル天皇

(ロ) 皇后

(ハ) 皇太后

(ニ) 祖宗ヲ共ニシ且天皇ノ許可ヲ經タル正當ノ配偶ニ出テタル男統(メシリツヘ)ノ親王及内親王(ルリニ)或ハ天皇ノ正式ノ

許可ヲ得テ養子トシタル親王及内親王但シ内親王ハ未タ皇室外ニ於テ位階相當ノ婚姻ヲ爲サル間トス

(ホ) 天皇ノ許可ヲ得テ合法的ニ婚姻セル親王ノ妃及其孀妃

第二條 天皇ノ長男及若シ天皇ノ長男其男子ヲ遺シ天皇ニ先タチテ殂落シタル時ハ其長男ヲ皇太子(アロイン)ト稱シ殿

下(カセセルリツヘ)ノ榮稱ヲ帶フ

第一條 (ハ) 及 (ニ) ニ掲ケタル親王及内親王モ亦總テ殿下ノ榮稱ヲ帶フ

第三條 親王及内親王ノ位階ハ詳細ナル皇統承繼權(トローンフホ
ルケレヒト)ニ依リ之ヲ定ム

親王及内親王ノ紋章ハ皇室ノ紋章ニシテ史傳上著明ナル或ハ天皇ノ許可ヲ經タル識別標ヲ附シタルモノトス

第二章

皇族ニ對スル天皇ノ監督

第四條 皇族ハ總テ皇室典範ニ基キ天皇ノ尊嚴及裁判權ニ服従スヘキモノトス天皇ハ皇族ノ首長トシテ一定ノ權利ヲ

以テ皇族ヲ監督ス

第五條 天皇ハ總テ皇室ノ安寧、榮譽、秩序及福祉ヲ維持スルノ法策ヲ施行スルノ權利ヲ有ス

第六條 天皇ハ此ノ監督權ヲ有スルカ爲メニ皇室悉皆ノ親王及内親王ノ教育ヲ視察シ且教育ニ關スル報告ヲ需ムヘシ

第七條 日本國ノ親王及内親王ハ天皇ノ許可ヲ得ルニアラサレバ決シテ外國ニ滯留スルヲ得ス

第八條 天皇未丁年ノ間及攝政期限内ハ此ノ監督權ハ攝政官ニ屬ス

第三章

皇族ノ婚姻

第九條 豫メ天皇ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ日本國ノ親王及内親王ハ決シテ婚姻ノ約ヲ結フヲ得ス

第十條 天皇此婚姻ヲ承諾スルコトニ異議ナケレハ親署及宮内大臣ノ證印(コナツラジ
クナツール)ヲ捺シタル承諾證ヲ製シ帝室ノ

封印ヲ鈴セシメ之ヲ與フヘシ

第十一條 天皇ノ承諾ナクシテ皇室ノ親王及内親王カ締結シタル婚姻ニ於テハ其位階稱號及紋章ニ關スル權利ハ其婚

姻シタル妻或ハ夫及斯ノ如キ伉儷ノ間ニ生レタル子女(キンデル)ニ及ハサルモノトス

右ノ如キ婚姻ヲ締結シタルカ爲メ遺産相續(ツフオウゲル)親王領地(アバナ)嫁資(アイエス)「ウイトツーム」夫ノ死後妻ニ継ル家産補

助金(スステンタチヲ)或ハ私房銀(ナイデル)貴族ノ妻ガ毎年其夫ヨリ受クル小遣金(ニシテ自由ニ使用スルコトヲ得ルモノ)ノ請求權ヲ生スルコトナシ

右ノ如キ伉儷ノ女子或ハ孀婦ハ唯其父或ハ夫ノ私有財産ヲ以テ養育(アリメン)セラレンコトヲ求ムヘシ

第十二條 總テ天皇ノ許可ヲ經スシテ締結シタル皇室ノ親王及内親王ノ婚姻契約ハ無効トス

第十三條 日本ノ法典上ニ許容スル皇室ノ養子ハ近遠ノ血族ニ限ル

養子ハ天皇ノ許可ヲ經テ始メテ法律上ノ效力ヲ有スルコトヲ得ル

第四章

皇族ノ降誕結婚及薨去ノ證明(ベウルク)

第十四條 天皇及皇室ニ關スル證明ハ宮内大臣侍從長(ヨイベルスト)ノ補助又ハ親王及内親王ニ關スル證明ハ主任別當

(エープリ)ノ補助ヲ得テ證明ニ通ヲ製シ一通ハ皇室ノ記録局ニ一通ハ政府ノ記録局ニ藏メ置クヘシ

第十五條 天皇ハ皇室ノ親王、大臣及皇室政府ノ貴紳(ウエルゲン)中ヨリ須要ニ應シテ若干名ノ保證人ヲ指名ス

第十六條 天皇此ノ證明ヲ爲スノ地ニ在ラサレバ天皇ノ特命ニ依リ宮内大臣保證人ヲ指名ス宮内大臣不在ナレハ居合

セタル皇室ノ親王政府及宮内ノ最高官各一名或ハ武官保證ニ任ス

右ニ關スル商議録ハ宮内大臣之ヲ檢閲シ其檢閲ヲ了シタル後同大臣之ヲ天皇ノ一覽ニ供シ然ル後第十四條ニ掲ケタ

ルニ通ノ證書ニ調製スヘシ

第十七條 宮内大臣ハ皇室ニ降誕結婚及薨去アリシコトヲ證明スルカ爲メニ天皇ノ特命ニ出タル許可ヲ得ルヲ要ス

第十八條 宮内大臣ハ皇族ノ薨去シタル場合ニ於テ該皇族ノ宮殿或ハ室房ニ封印ヲ爲ス

同大臣事故アリテ封印ヲ爲ス可能ハサル場合ニ於テハ宮内省ノ委員封印ヲ爲スノ權利ヲ有ス又其所ニ居合セタル最高官吏ハ之ヲ委任セラル、トアリ

第五章

繼嗣

第十九條 日本ノ帝位ハ日本皇室男統ノ世襲ニシテ不分割(ウンタイルバ)長子相續(エルストゲ)及内戚繼嗣(アグナチツシユリ)ノ原則ニ從フ

第二十條 繼嗣ノ資格ヲ有スルニハ皇室ヨリ位階相當ト認可セラレタル伉儷ノ正當ナル生子(レヒトメツシ)タルヲ要ス

第二十一條 皇室ニ於テ日本法律ニ適當スル養子ヲ爲シタル時ハ此ノ養子トナリタル親王ハ君主直接ノ子孫ノ系統中

ニ編入シ日本親王ノ稱號ヲ得公然日本親王トシテ認承セラル、モノトス

第二十二條 君主カ繼嗣ヲ有スル正配ノ皇子ヲ遺サスシテ殂落シタル時ハ養子トナリタル親王帝位ヲ襲ク

第二十三條 養子ヲ爲シタル後先帝ノ殂落ノ前ヨリシテ繼嗣ノ資格ヲ有スル正配ノ皇子降誕アルヘキヤノ望アル時ハ

養嗣權ハ正配ノ皇子ヲ得ルノ望斷絶スルマテ停止ス然レトモ養子及其子孫ハ尙ホ日本親王及内親王ノ特權ヲ具有スル

モノトス

第二十四條 日本帝國ノ皇室ニ於テハ先ツ現ニ登臨スル君主ノ男統帝位ヲ承繼ス此ノ男統竭滅スレハ帝位ハ有栖川家

ノ男統ニ有栖川家ノ男統盡死スレハ伏見家ノ男統ニ次ハ閑院家ノ男統ニ最後ニ桂家ノ男統ニ襲カシム女統ハ總テ之ヲ繼承スルコトヲ得ス

第二十五條 若シ日本諸皇族中男統竭滅シ且天皇ノ許可ヲ以テ繼嗣ニ定メタル養子ヲ爲サ、リシ時ハ繼嗣ハ先帝ノ女子ニ移ルト雖モ女子ハ親カラ政治ニ任スルコトヲ得ス唯其男子ニ帝位ヲ繼カシムルノミ

第二十六條 此ノ系統承繼ノ順序ハ先帝ノ殂落後最モ年長ノ内親王（先帝ノ皇女或ハ最近内親王）ノ長男ヲ以テ先ツ帝位ニ即カシムルモノトス

此ノ如キ新皇室ノ子孫モ亦直チニ長子相續男統相續繼嗣ノ原則ニ基キ男統ノ優權ヲ設クヘシ

第二十七條 皇室ノ内親王ハ其婚姻ヲ爲ス以前棄權證書ヲ調製スヘシ此證書中ニハ内親王カ自己及其嗣子ノ爲メニ此ノ皇室典範第二十五條及第二十六條ニ載セタル男統竭滅及養子欠乏ノ場合ニ於ケル政府ノ承繼ヲ辭退スル旨ヲ述ヘ且此ノ皇室典範ニ明文アルモノ、外自己及其嗣子ノ爲メニ私ノ遺産ニ關シテ請求權アルコトヲ主張セサルヘシトノ旨ヲ記スヘシ而シテ棄權ハ「エーバクテン」（婚姻ノ際財産ニ附キテ取捨ヲ契約書）中ニ記載スヘシ

第六章

皇室ニ關スル裁判權及皇族會議（フハミリー）

第二十八條 皇族ニ對スル物件（レバ）及混淆事物ノ訴訟ハ主務（コンペテント即チ之ヲ處理スルノ職權アル）帝國控訴裁判所ニ呈出スヘシ

第二十九條 總テ皇室ノ親王及内親王ノ身上ニ關スル他ノ裁判事件ハ天皇皇族會議ヲ開カシメテ其法廷ト爲スヘシ

第三十條 皇族會議ハ天皇、皇太子、十八歳ニ達シタル皇室ノ親王諸大臣及最高刑法官（アロームベ）若クハ樞密院長ヲ以テ組織ス

第三十一條 皇族會議ノ議長ハ天皇之レニ任シ天皇欠席スレハ皇太子之レニ任ス天皇、皇太子共ニ欠席スレハ君主ノ見込ヲ以テ之ヲ他ノ一人ニ委任ス

第三十二條 皇族會議ハ天皇ノ明瞭ナル敕命ニヨリ天皇ノ定メタル目的ノ爲メニ集會ス

天皇故障アレバ皇太子皇太子モ亦故障アレハ皇室内戚(イテグナ)ノ年長者皇族會議ヲ召集スルヲ得ル後ノ場合ニ於テハ樞密院ノ同意ヲ要ス

第三十三條 皇族會議ノ職務範圍内ニ屬スルモノ左ノ如シ

(イ) 皇室ノ親王及内親王ニ對スル悉皆ノ刑事及訴願(ペシユウ エートルテ)

(ロ) 總テ皇室ノ親王及内親王ニ對スル一身上ノ訴訟

(ハ) 親王及内親王ノ禁令(イシテルサク チョーネン)

(ニ) 親王及内親王ノ民法上ノ效力ニ關係スル離婚

(ホ) 後見事件

第三十四條 一身上ニ關スル訴訟ニ際シテハ先ツ關係人ヲ勸解スルヲ試ムヘシ協議調ヒ且天皇之ヲ允可シタレハ皇族會議ノ召集ヲ止ム

第三十五條 皇族會議ヲ召集シタル時ハ命令ヲ以テ之ヲ悉皆ノ皇族ニ通知ス

第三十六條 司法大臣ハ皇族會議ニ際シテ報告(ラポルト)ヲ爲ス

第三十七條 訴訟ノ事件緊要ニシテ且其範圍大ナル時ハ皇族會議ハ帝國最高裁判所ノ資格ヲ備フ此ノ場合ニ於テハ最高司法衙門(ハイベルステユス チツツステルレ)及首府ノ控訴裁判所ノ長官ヲ陪席セシム

第三十八條 後ノ場合ニ於テハ兩法官長ハ處分ニ關スル法律的ノ訓令ヲ檢案シ且報告ヲ爲ス

第三十九條 皇族會議ハ其附與セラレタル資格ヲ以テ訴訟事件ノ權利ノ關係ヲ判定ス此ノ裁決ハ天皇ノ證認ヲ要ス

第七章

帝國ノ攝政及君主ノ後見

第四十條 帝國ノ攝政ヲ來タス場合左ノ如シ

(イ) 尋常ノ場合即ハチ天皇未丁年ノ間

(ロ) 非常ノ場合即ハチ天皇カ體軀上或ハ精神上ノ疾病ノ爲メニ一時或ハ久シク政事ノ執行ヲ妨ケラレ毫モ帝國ノ政治ニ注意セス或ハ注意スルコトヲ得サル時及日本帝國ノ版圖外ニ行キテ不在ナル時

(ハ) 皇族全ク竭死シ最後ノ君主ノ崩シタル際尙ホ合法的ノ儀式ヲ以テ儲貳ヲ定メサリシ時

第四十一條 天皇及皇太子ハ滿十八年ヲ經テ丁年ニ達シ他ノ親王及内親王ハ滿二十一年ヲ經テ丁年ニ達スルモノトス

第四十條 (ロ) ノ規則ニ基キ非常ノ攝政ヲ置クヘキ場合ハ憲法(フエルフハツス)ヲ以テ之ヲ詳定ス

第四十二條 天皇ハ自己ノ意見ヲ以テ皇室丁年ノ親王中ニ就キ儲貳未丁年間ノ攝政官(ライヒツセル)ヲ選定スルノ權利

ヲ有ス此ノ如ク豫メ選定シタル攝政官ヲ欠ク時ハ皇統承繼例(リネアール、エルブホルガラルド、ヌング)ニ從ヒ且ツ長子權(エルストケブ)ニ由リ

最近ノ承繼者タル丁年内戚ノ親王ヲ以テ攝政官ニ充ツ

第四十三條 最近承繼ノ權利ヲ有スル内戚ノ親王未丁年ナルカ或ハ其他ノ故障アル場合ニ於テハ攝政ニ任セラル、ノ

權利ハ承繼例ニ從ヒ之レニ亞キタル最近ノ承繼者タル丁年内戚ノ親王ニ轉移ス

一旦攝政ノ職ヲ執リタル内戚ノ親王ハ君主丁年ニ達シ或ハ君主ニ施政ヲ妨ケタル故障ノ消滅スルマテ其職ヲ維持スルモノトス

施政ヲ妨ケラレタル君主ニ先チテ攝政官薨去シ或ハ自カラ施政ヲ妨ケラレタル時ハ之レニ亞キタル最近ノ承繼者タル丁年内戚ノ親王此ノ職ヲ襲クヘシ

第四十四條 第四十二條ニ從ヒ天皇ニ於テ未丁年ノ場合ノ爲メニ攝政官ヲ選定シタル時ハ宮内大臣之レカ爲メニ二通ノ證書(ウルクンデ)ヲ調製シ一通ハ皇室ノ記録局ニ一通ハ政府ノ記録局ニ藏メ置キ攝政ヲ要スル場合ニ至レハ之ヲ發表

シ同時ニ攝政官ニ此ノ選定ニ關スル證書ヲ示スヘシ攝政官ハ攝政ノ宣誓ヲ了リタル後其職ニ就クヘキモノトス

第四十五條 前記ノ第四十條(ハ)ニ掲ケタル場合ニ於テハ憲法或ハ皇室典範ニ依リ攝政官ニ任スヘキ内戚ノ親王丁年ニ達スルマテ攝政ノ職ハ内大臣(グロツスジゲルベウインル)或ハ其他ノ最高司法官ニシテ全ク丁年内戚ノ親王ナキ時ニ際リテ帝國ヲ管理スル所ノ者之レニ任ス

第四十六條 儲貳其他皇室ノ親王内親王ノ看護及教育ハ皇太后(カイゼリシウキトウエー)ニ屬ス皇太后ナキ時ハ此ノ權利ハ太皇太后(カイゼリンムツテル)若クハ親王及内親王近親者ノ孀婦或ハ婦人ニ歸ス然レモ皇太后或ハ太皇太后ハ決シテ攝政ノ權利ヲ有セス

攝政官ハ未丁年或ハ政治ヲ妨ケラレタル天皇ニ對シ普通ノ監督權ノ外他ニ勢力アルコナシ

第四十七條 第四十條(イ)及(ロ)ニ掲ケタル場合ニ於テハ未丁年或ハ政治ヲ妨ケラレタル天皇ノ名ヲ以テ政事ヲ執行シ其名ヲ以テ法令及任命書ヲ發シ其印章(インゲル)及花押(ナシメク)ヲ用ユ

第四十八條 攝政職ヲ奉スル皇室ノ親王或ハ内大臣ハ其固有ノ稱號ノ外日本帝國攝政官ナル稱號ヲ帶ブ攝政官ハ此ノ稱號ヲ以テ政令ニ署名ス

第四十九條 攝政官ハ其職ニ就クニ際リ左ニ記載スル宣誓書ニ通ヲ出スヘシ

予ハ法律及憲法ヲ遵奉シテ帝國ノ事務ヲ管理シ日本帝國ノ完全政府ノ權利天皇ノ尊嚴ヲ維持予ニ執行ヲ委任セラレタル權利ヲ忠直ニ天皇ニ奉還スヘキコトヲ宣誓ス

此ノ宣誓書ノ一通ハ皇室ノ記録局ニ一通ハ政府ノ記録局ニ藏メ置クヘシ

第五十條 攝政ノ期限中攝政官ハ總テ憲法皇室典範ヲ以テ特ニ例外ト爲サル主權(ソウフエンニテイト)ノ權利ヲ執行ス

第五十一條 攝政官ハ各般ノ政務上攝政會議(フレグメントシヤ)ト見做スヘキ國務省(スターツミニステリウム)ノ同意ヲ受クルノ義務アリ

何等ノ範圍内ニ於テ樞密院カ之レニ干渉スヘキヤハ該當法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 攝政官ハ其攝政期限中皇居若クハ一宮殿中ニ住居ヲ有シ隨意ニ皇居ヲ使用スルコトヲ得且年額五萬圓ノ代埋金ヲ月割トシテ毎月始メニ帝室費中ヨリ受領スヘシ

第五十三條 攝政ノ期限ハ第四十條(イ)ノ場合ニ於テハ故障ノ消滅シ或ハ天皇日本國ニ歸着ノ日(ハ)ノ場合ニ於テハ新君主即位ノ日ヲ以テ終ルモノトス

第五十四條 攝政終結ヲ告ケ政治ヲ親裁スヘキ新天皇憲法ニ基キ

朕ハ法律及憲法ニ遵ヒテ日本帝國ヲ統御シ常ニ公平ナル司法ヲ執ルヘキヲ誓フ

ト
ノ宣誓ヲ爲シタル後ハ總テ攝政ノ制ヲ廢止シ新天皇政治ヲ執リタルコトヲ朝廷(ンシデ)及帝國内ニ布告ス

天皇宣告ヲ爲シ且政治ヲ執リタルコトニ關シテ二通ノ紀事録(ポルト)ヲ調製シ一通ハ皇室ノ記録局一通ハ政府ノ記録局ニ藏メ置クヘシ

第八章

親王及內親王ノ後見教育及家計

第五十五條 皇室ノ親王及内親王ノ後見職ニシテ攝政事件ニ關係ナキモノハ其父ノ特命ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

此ノ如キ特命ナキ場合ニ於テハ第四十七條ニ因リ皇子皇女ハ先ツ皇太后次ニ太皇太后ニ屬ス然レモ其未丁年中ノ私産ノ管理ハ天皇若クハ攝政ノ監督ヲ受クヘシ

第五十六條 財産ノ管理上ニ於テハ帝國ノ法律ニ注意スヘシ私人ニ於テ後見人ノ所置ニ關シ裁判所ノ認承ヲ要スヘキ場合ハ皇族ニ於テハ天皇ノ允許ヲ要ス攝政ノ時ニ際リテハ攝政官ノ認承ト國務省(ステリウムニ)ノ同意トヲ得サレハ財産ノ本質ヲ變更スルコトヲ許サス

第五十七條 皇太后或ハ太皇太后後見職ヲ終ラスシテ薨去シ或ハ法律上ノ故障ノ爲メニ其職ヲ繼續スルコト能ハサル時ハ其時ノ天皇或ハ攝政ニ於テ新ニ後見職ヲ選任ス

第五十八條 内親王ハ其婚姻スルマテハ皇族ノ首長即ハチ天皇或ハ攝政官ノ後見ヲ受ク

第五十九條 皇室ノ親王ハ其未丁年ノ子女ヲ教育シ及其財産ヲ管理スルカ爲メニ其後見人ヲ任命スルコトヲ得ル然レモ其後見人ヲ任命スルニハ天皇或ハ攝政官ノ認承ヲ要ス

其父後見人ヲ任命セス或ハ其指名シタル者ニシテ天皇ノ認承ヲ得サル時ハ天皇ハ攝政官ニ於テ選任スヘシ

第六十條 皇室ノ親王及内親王附ノ職員ハ天皇ノ許可ヲ經テ之ヲ任命シ皇太后、太皇太后、皇后、皇太子及皇子、皇女附ノ職員ハ天皇親カラ之ヲ任命ス

第九章

皇室典範(通則ノ部)ノ施行及布告

第六十一條 此皇室典範ハ帝國法令彙纂ヲ以テ布告スルト同時ニ效力ヲ有ス

第六十二條 此時ヨリ以降此皇室典範ニ背行スル習慣法及制度ヲ廢止ス

第六十三條 朕我皇族及我帝國悉皆ノ臣民ニ告クルニ此皇室典範(通則ノ部)ヲ遵守スヘキ旨ヲ以テス此皇室典範ハ

帝國法令彙纂ニ登載シテ之ヲ布告セシム

何年何月何日

東京ニ於テ

親署

何某副署

第六章

皇室ニ關スル裁判權及皇族會議(フハミリー)

第二十九條 皇族ニ對スル物件(レル)及混淆事物ノ訴訟ハ主務(コムベテント即チ之ヲ處理スル職權アル)帝國控訴裁判所ニ呈出スヘシ

第三十條 總テ皇室ノ親王及內親王ノ身上ニ關スル他ノ裁判事件ハ天皇之レカ爲メニ皇族會議ヲ開クベシ

第三十一條 皇族會議ハ天皇、皇太子、十八歳ニ達シタル皇室ノ親王、諸大臣及最高刑法官(アトムンベ)ヲ以テ組織ス

第三十二條 皇族會議ノ議長ハ天皇之レニ任シ天皇欠席スレハ皇太子之レニ任ス天皇、皇太子共ニ欠席スレハ君主ノ

見込ヲ以テ之ヲ他ノ一皇族ニ委任ス此ノ委任ハ特別ナル命令(デクレ)ニ依ル

第三十三條 皇族會議ハ天皇ノ明瞭ナル敕命ニヨリ天皇ノ定メタル目的ノ爲メニ集會ス

天皇故障アレハ皇太子、皇太子モ亦故障アレハ皇室內戚ノ年長者皇族會議ヲ召集スルヲ得ル

第三十四條 皇族會議ノ職務範圍内ニ屬スルモノ左ノ如シ

(イ) 皇室ノ親王及内親王ニ對スル悉皆ノ訴願 (ペシユウ)

(ロ) 皇室ノ親王及内親王ノ身上ニ對スル訴訟

(ハ) 親王及内親王ノ禁令 (インテルヂ)

(ニ) 親王及内親王ノ民法上ノ效力ニ關係スル離婚

(ホ) 後見事件

第三十五條 身上ニ關スル訴訟ニ際シテハ先ツ關係人ヲ勸解スルコトヲ試ムヘシ協議調ヒ且天皇之ヲ允可シタレハ皇族會議ノ召集ヲ止ム

第三十六條 皇族會議ヲ召集シタル時ハ命令ヲ以テ之ヲ悉皆ノ皇族ニ通知ス

第三十七條 司法大臣ハ皇族會議ニ際シテ報告 (フオーゲル) ヲ爲ス

第三十八條 訴訟ノ事件緊要ニシテ且其範圍大ナル時ハ皇族會議ハ帝國最高裁判所ノ資格ヲ備フ此ノ場合ニ於テハ最高司法衙門 (ハイベルステユス) 及首府ノ控訴裁判所ノ長官ヲ陪席セシム

第三十九條 後ノ場合ニ於テハ兩法官長ハ處分ニ關スル法律的ノ訓令ヲ檢案シ且報告ヲ爲ス

第四十條 皇族會議ハ其附與セラレタル資格ヲ以テ訴訟事件ノ權利ノ關係ヲ判定ス此裁決ハ天皇ノ證認ヲ要ス